

令和6年度 千葉県地域両立支援 推進チーム協議会の議題について

- 1 5か年計画の進捗状況
- 2 今年度の取組1 セミナーの開催
及び広報活動
- 3 今年度の取組2 アンケートの実施
- 4 今後の活動について

令和6年10月29日

治療と仕事の両立支援を巡る状況

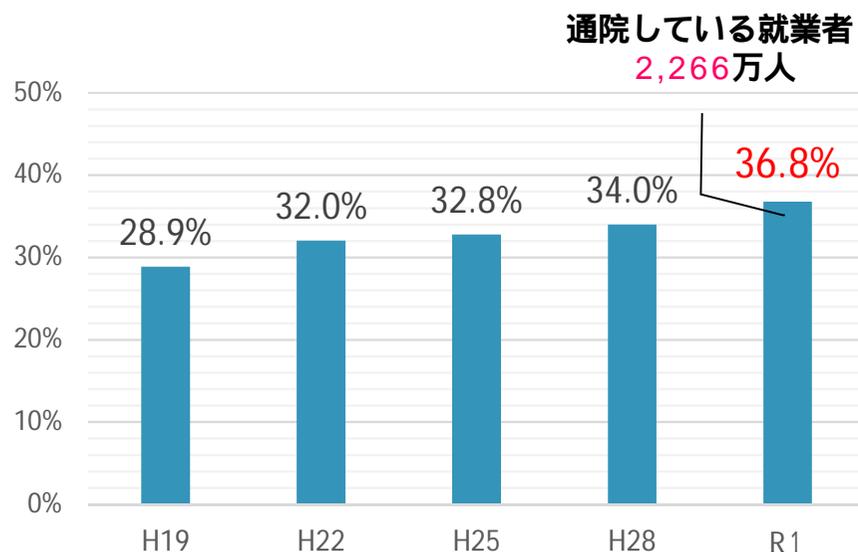
【疾病を抱える労働者の状況】

何らかの疾患で通院している労働者の割合は年々増加している。

日本の労働人口の約3人に1人が働きながら通院している。

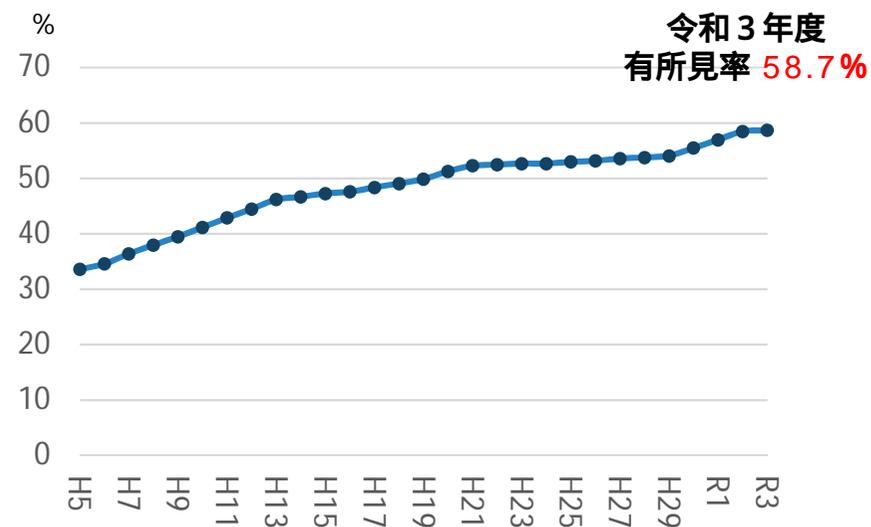
一般定期健康診断の約2人に1人は有所見。

何らかの疾患で通院している労働者の割合



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

一般定期健康診断の有所見率の推移



資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査」

治療と仕事の両立支援ガイドライン



治療と仕事の両立のために必要となる就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われるようにするための具体的な取組方法をまとめた、事業者向けのガイドライン（平成28年2月作成、平成31年3月改称）

✓ 両立支援の対象者

雇用形態を問わず、**全ての労働者**

✓ 両立支援の対象疾患

反復継続して治療が必要な**全ての疾患**

ガイドラインの構成

- ◆ 治療と仕事の両立支援を巡る状況
- ◆ 両立支援を行うに当たっての留意事項
- ◆ 両立支援を行うための環境整備
- ◆ 両立支援の進め方

◆ 参考資料

- ・ 様式例集
- ・ 支援制度・機関
- ・ 疾患別留意事項
 - ：がん、脳卒中、肝疾患、難病、心疾患、糖尿病
- ・ 企業・医療機関連携マニュアル（解説編、事例編）
 - ：がん、脳卒中、肝疾患、難病、心疾患、糖尿病

「千葉県地域両立支援推進チーム」による地域の取組の推進

協議内容（抜粋）

平成29年度～

- 取組状況の共有と取組の連携
- セミナーの開催
- 取組事例の収集
- 企業向けリーフレットの作成 他



チーム構成機関等

国立研究開発法人国立がん研究センター東病院 / 順天堂大学医学部附属浦安病院 / 公益社団法人千葉県医師会 / 千葉県がんセンター / 一般社団法人千葉県経営者協会 / 千葉県社会保険労務士会 / 一般社団法人千葉県商工会議所連合会 / 千葉県商工会連合会 / 千葉県中小企業団体中央会 / 公益社団法人千葉県労働基準協会連合会 / 東京歯科大学市川総合病院 / 公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 / 特定非営利活動法人日本キャリア開発協会 / 一般社団法人日本産業カウンセラー協会東関東支部 / 日本労働組合総連合会千葉県連合会 / 船橋市立医療センター / 独立行政法人労働者健康安全機構千葉産業保健総合支援センター / 独立行政法人労働者健康安全機構 千葉労災病院（以上50音順）
千葉県 / 千葉公共職業安定所 / 松戸公共職業安定所 / 事務局：千葉労働局

1 平成29年度から令和3年度までの5年間の取組

千葉県地域両立支援推進チーム（以下「推進チーム」という。）は、平成29年8月28日に発足して以来、次の活動を行ってきた。

- 1 . 計4回の協議会開催
【平成29年度、30年度、令和2年度（書面開催）、3年度（同）】
- 2 . 啓発用パンフレット作成 【平成29年度、30年度】
- 3 . 両立支援にかかるアンケート実施
（事業者向け、労働者向け、ともに1800件対象） 【平成30年度】
- 4 . 両立支援導入**セミナー**の開催（約140名出席） 【平成30年度】
- 5 . 県、各市町村、商工事業者団体への広報依頼 【平成30年度】
- 6 . 両立支援カードの作成・配布
（日本医師会会員3097医療機関に依頼） 【令和3年度】

それぞれの立場からの両立支援の意義



◆ 労働者にとっての意義

疾病にかかったとしても、本人が希望する場合は、疾病を増悪させることがないように、適切な治療を受けながら、仕事を続けられる可能性が高まる。

◆ 事業者にとっての意義

労働者の健康確保という位置づけとともに、貴重な**人材資源の喪失防止**にもつながる。さらには、**健康経営**や**多様な人材の活用**を通じた**労働者のモチベーション**や**生産性の向上**、**人材の定着**、組織の**社会的責任（CSR）**の実現といった意義もあると考えられる。

◆ 医療関係者にとっての意義

仕事を理由とする治療の中断や、仕事の過度な負荷による疾病の増悪を防ぐことで、疾病の治療を効果的に進めることが可能となる。

◆ 社会にとっての意義

疾病を抱える労働者の方々も、それぞれの状況に応じた就業の機会を得ることが可能となり、全ての人生きがい、働きがいを持って各々活躍できる社会の実現に寄与することが期待される。

健康経営認定制度

「**健康経営**」は、従業員などの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。日本再興戦略、未来投資戦略に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に関する経済産業省の取組の一つ。

企業理念に基づき、従業員などへの健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待される。

健康経営認定制度



健康経営銘柄2022 (R4.3.9経済産業省公表) 50社 (前年 48社)



健康経営優良法人2022 (R4.3.9経済産業省公表)



【大規模法人部門】2,299社 (前年 1,801社) * 上位500社はホワイト500

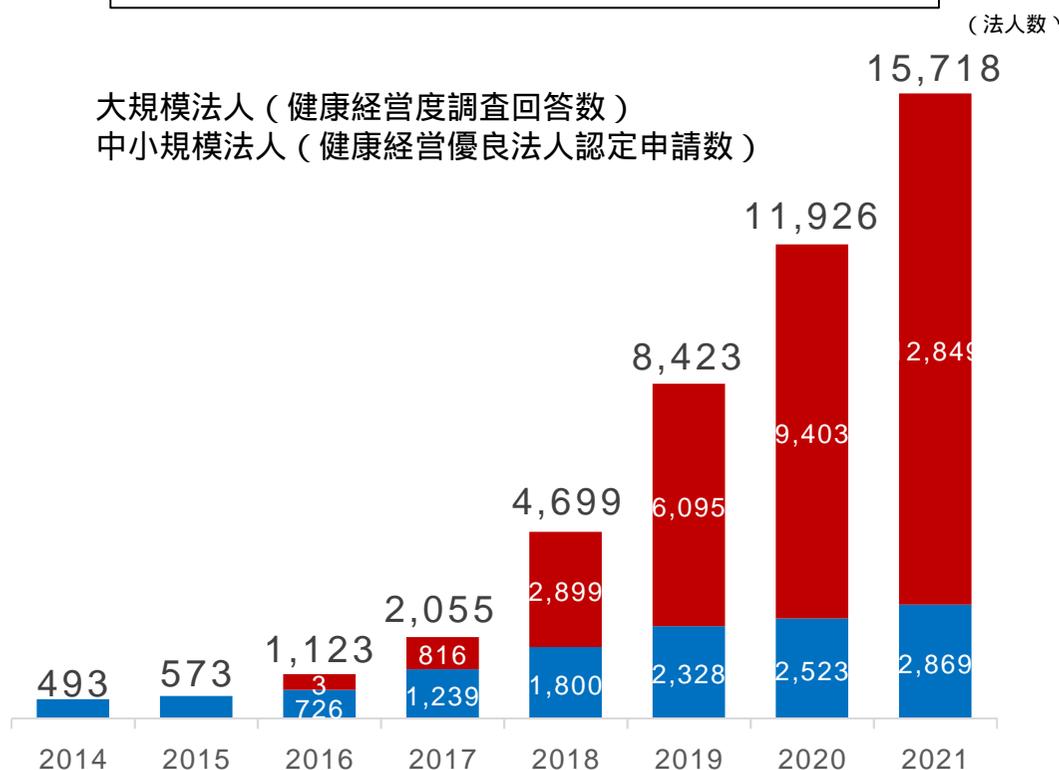
【中小規模法人部門】12,255社 (前年 7,934社) * 上位500社はブライト500

治療と仕事の両立支援を含め、労働者の健康管理は
経営上の「コスト」ではなく、**戦略的な「投資」**

健康経営の取組の拡大

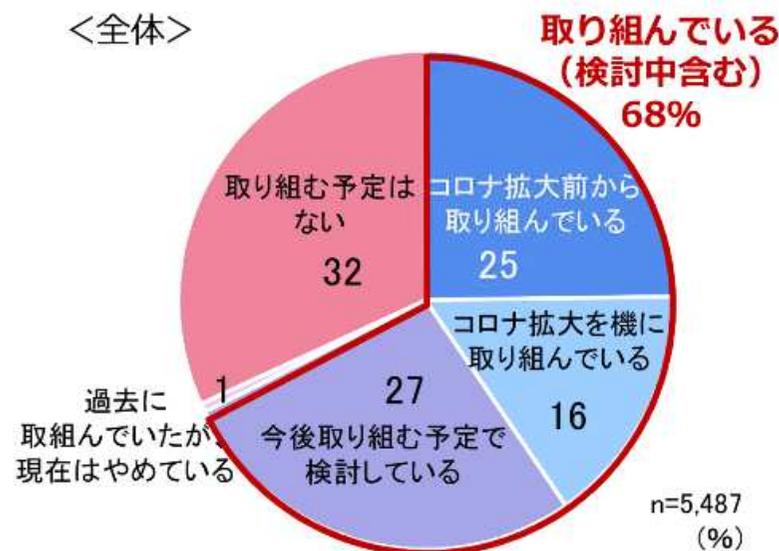
- 2021年度は、日経平均株価を構成する225社のうち84%が健康経営度調査に回答。
- また、健康経営優良法人に認定された法人で働く従業員数は770万人。（日本の被雇用者の13%）
- 健康経営を認知している企業の中で、健康経営に取り組んでいるまたは取組を検討している企業は68%

健康経営認定制度にエントリーしている法人数



資料：令和4年7月26日 健康・医療新産業協議会
第6回健康投資WG資料2より抜粋

健康経営の取組状況



資料：大同生命株式会社 中小企業経営者アンケート
大同生命サーベイ 2022年7月度調査レポート
(2022年8月25日公表) 2022年7月1日~28日
全国の企業経営者8215社に対する訪問(又はZoom
面談)調査

2 令和4年度から令和8年度までの5年間の取組

- 1 . 協議会開催（毎年開催） 【令和4年度、5年度、6年度】
- 2 . 啓発用リーフレット作成 【令和4年度】
- 3 . 両立支援セミナーの開催 【令和5年度、6年度】
- 4 . 県、各市町村、商工事業者団体への広報依頼 【令和5年度、6年度】
- 5 . 両立支援に係るアンケート実施 【令和6年度】
- 6 . 両立支援に係る好事例の収集 【令和4年度、5年度、6年度】

3 5 年活動計画（1）

（2）セミナーの開催、好事例収集

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	セミナーの開催 (R5年度)	セミナーの開催 (R6年度)	セミナーの開催 (R7年度)	
好事例の収集 (HP掲載)				取組事例集の 作成・配布

事業者や事業場内産業保健スタッフ向けのセミナーを開催する。

事業者や産業保健スタッフを対象としたセミナーを開催する。

好事例の収集を行う。

チームメンバーから好事例の事業場や医療機関の情報を収集し、千葉労働局HPに掲載する。そして、ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」へ掲載依頼を行う。

多数の事例が集まれば、事例集の作成も検討する。

（3）作業部会の設置

セミナーの開催、リーフレットの改訂等に向けた作業部会を設置する。

（委員については、事務局から関係機関に依頼いたします。）



治療と仕事の両立支援セミナー

～働きたい人の気持ちを支えていきたい～

【日程】 令和5年12月14日
(木曜日)

【会場】 千葉文化センター 9階会議室 【時間】 14:00～16:20
【住所】 千葉市中央区中央2-5-1 【定員】 100名
千葉中央ツインビル2号館9階

治療と仕事の両立支援とは

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。



セミナー概要

1 治療と仕事の両立について

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン等について解説します。

2 事例発表

職場復帰を支えてきた両日新聞社の取組、闘病生活を乗り越えて復職した忍足利彦氏の当時の状況等を発表します。また、千葉産業保健総合支援センターから両立支援の内容についても説明します。

・事例発表者紹介

両日新聞社 総務グループ長 津邊 誠人 氏

両日新聞特別編集委員 忍足 利彦 氏

経歴：両日新聞「面コラム」「解説台」火曜日、金曜日担当の特別編集委員。千葉県南房総市生まれ。房州をテーマに、地元 密着型の取材活動を行い、両日新聞に掲載。令和3年4月5日午後6時、突発性出血（脳出血）で倒れる。入院の様子を報告する「病床の闘人の入院実録」を連載。復帰後、入院中に機密を漏れた内容を両日新聞に掲載中である。



主催

千葉県地域両立支援推進チーム

ご予約
お問い合わせ

 厚生労働省・千葉労働局 健康安全課

TEL: 043-221-4312



予約受付サイト

令和5年度の 治療と仕事の両立支援 セミナーの特徴

- 1 治療中の労働者の個人情報保護
- 2 中小零細企業における取組
- 3 産業保健スタッフとの連携

ホームページ

YAHOO! ニュース
JAPAN

IDでもっと便利に新規取得
ログイン  [1等1万円相当あたる] くじ開催中

キーワードを入力



トップ

速報

ライブ

エキスパート

オリジナル

みんなの意見

ランキング

主要

国内

国際

経済

エンタメ

スポーツ

IT

科学

ライフ

地域

治療と仕事の両立支援 本紙記者がセミナーで事例発表 千葉（千葉県）

2023/12/30(土) 6:30 配信



 **房日新聞**



発症者の立場で語る忍足特別編集委

県地域両立支援推進チーム主催の「治療と仕事の両立支援セミナー」（厚生労働省千葉労働局後援）が、千葉市中央区の同市文化センターであり、県内の事業所労務担当者、医療、行政関係者ら35人が参加した。房日新聞社の2人を含む3人が実例を語り、治療と仕事の支援の具体例を語った。

病気を抱えながらも、意欲と能力のある労働者が適切な治

ホームページ

人事・労務・経営、安全衛生の情報発信で時代をリードする

労働新聞社



- HOME
- ニュース
- 連載記事
- コラム
- 法令
- 労働判例
- 実務相談
- 定期刊行物
- バックナンバー
- 書

労働新聞社HOME > 労働関連ニュース > 安全スタッフ > ニュース > 職場復帰までの体験を紹介 「治療と仕事の両立」でセミナー 千葉労働局

カテゴリ

- すべて
- 労働新聞
- 安全スタッフ
- Web限定ニュース

アーカイブ

- すべて
- 2024年
- 2023年
- 2022年
- 2021年
- 2020年

職場復帰までの体験を紹介 「治療と仕事の両立」でセミナー 千葉労働局

2023.12.22 【安全スタッフ ニュース】



千葉労働局（岩野剛局長）は12月14日、千葉市文化センターで「治療と仕事の両立支援セミナー」を開催した。当日は房州日日新聞社の記者の忍足（おしだり）利彦さんが、突然の脳出血で高次脳機能障害となり、闘病生活を乗り越えて復職した当時の状況を紹介している。車の運転ができなくなったため、電車や駅の記事を書くようにし、週1回リモートワークをしているという。勤務が継続されたことで、収入が安定し家族も安心したそうだ。



また、同社総務部の渡邊誠人グループ長は実際に行ってきた両立支援の取組みを発表。記者として経験豊富で新聞製作に欠かせない能力を持っているとして職場復帰を支えてきた。障害についての把握、仕事への必要な配慮など千葉産業保健総合支援センターに相談し、対応したという。

トピック①

病に倒れた記者の復職をサポート 産保センターと連携し両立支援を実施

(有)房州日日新聞社×千葉産業保健総合支援センター

千葉文化センター（千葉県千葉市）で2023年12月14日、千葉県地域両立支援推進チームにより「治療と仕事の両立支援セミナー」が開催された。脳出血で入院したのちに復職を果たした労働者本人・復職をサポートした事業場の担当者・千葉産業保健総合支援センターの担当者の3者が、治療と仕事の両立支援について事例発表を行っている。

本稿では、当日発表を行った房州日日新聞社と千葉産保センターの取組内容、そして同社特別編集委員の忍足利彦氏が語る復職に向けた思いなどを紹介する。 編集部

ホームページ



治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト

治療と仕事の両立支援ナビ

Google 提供

事業者の方へ

支援を受ける方へ

医療機関・支援機関の方へ

両立支援とは？

取組事例

お役立ちコンテンツ

Home > 両立支援の取組事例

両立支援の取組事例

こちらのページでは、事業場の取組事例を検索してご覧いただけます。

🔍 取組事例の検索

取組の主体

事業場の取組

医療機関/支援機関の取組

地さんば、さんばセンターへの相談で確立した「治療と仕事の両立支援」への取組

有限会社房州日日新聞社



総務部 グループ長 渡邊 誠人 様
常務取締役 本間 裕二 様

会社名	有限会社房州日日新聞社
所在地	千葉県館山市北条2199-4
事業内容	新聞業 日刊紙「房日新聞」の発行
設立	1948年5月
従業員数	28名（2024年2月現在）
平均年齢	41歳 / 男女比 男性6.8：女性3.2
産業保健スタッフ	1名

房総半島南部の安房地域をカバーする日刊紙「房日新聞」は、1948年に「房総日報」として創刊されました。1952年に「房州日日新聞」に改称され、愛称としての「房日新聞」が定着しました。2018年には創刊70周年を迎え、房総半島南部安房地域（館山市・南房総市・鴨川市・鋸南町）をカバーする唯一の日刊紙を発行しています。地元では「ほうにち」の愛称で親しまれており、日々地域の

8-2

冊子「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」

目次一覧

- 1 治療と仕事の両立支援を巡る状況
 - (1) 疾病を抱える労働者の状況
 - (2) 疾病を抱える労働者の就業可能性の向上と課題
 - (3) 事業場等における現状と課題
- 2 治療と仕事の両立支援の位置づけと意義
 - (1) 事業者による両立支援の取組の位置づけ
 - (2) 事業者による両立支援の意義
 - (3) ガイドラインの位置づけ
- 3 治療と仕事の両立支援を行うに当たっての留意事項
 - (1) 安全と健康の確保
 - (2) 労働者本人による取組
 - (3) 労働者本人の申出
 - (4) 治療と仕事の両立支援の特徴を踏まえた対応
 - (5) 個別事例の特性に応じた配慮
 - (6) 対象者、対応方法の明確化
 - (7) 個人情報の保護
 - (8) 両立支援にかかわる関係者間の連携の重要性
- 4 両立支援を行うための環境整備(実施前の準備事項)
 - (1) 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - (2) 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - (3) 相談窓口等の明確化
 - (4) 両立支援に関する制度・体制等の整備
- 5 両立支援の進め方
 - (1) 両立支援の検討に必要な情報
 - (2) 両立支援を必要とする労働者からの情報提供
 - (3) 治療の状況等に関する必要に応じた主治医からの情報収集
 - (4) 就業継続の可否、就業上の措置及び治療に対する配慮に関する産業医等の意見聴取
 - (5) 休業措置、就業上の措置及び治療に対する配慮の検討と実施
- 6 特殊な場合の対応
 - (1) 治療後の経過が悪い場合の対応
 - (2) 障害が残る場合の対応
 - (3) 疾病が再発した場合の対応



<参考資料>

- ・事業者と主治医の情報連携等に必要な書類の様式例集
- ・治療と仕事の両立を支援する支援制度・機関
- ・がんや脳卒中といった病気ごとの留意事項

千葉労働局資料

千労基発0325第6号
令和6年3月25日

千葉県地域両立支援推進チーム
構成メンバーの長 殿

千葉労働局労働基準部長
(公印省略)

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」
様式例の追加等について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

治療と仕事の両立支援対策につきましては、平成28年2月23日付け基発0223第5号、基発0223第6号、職発0223第7号「事業場における治療と職業生活の両立支援の

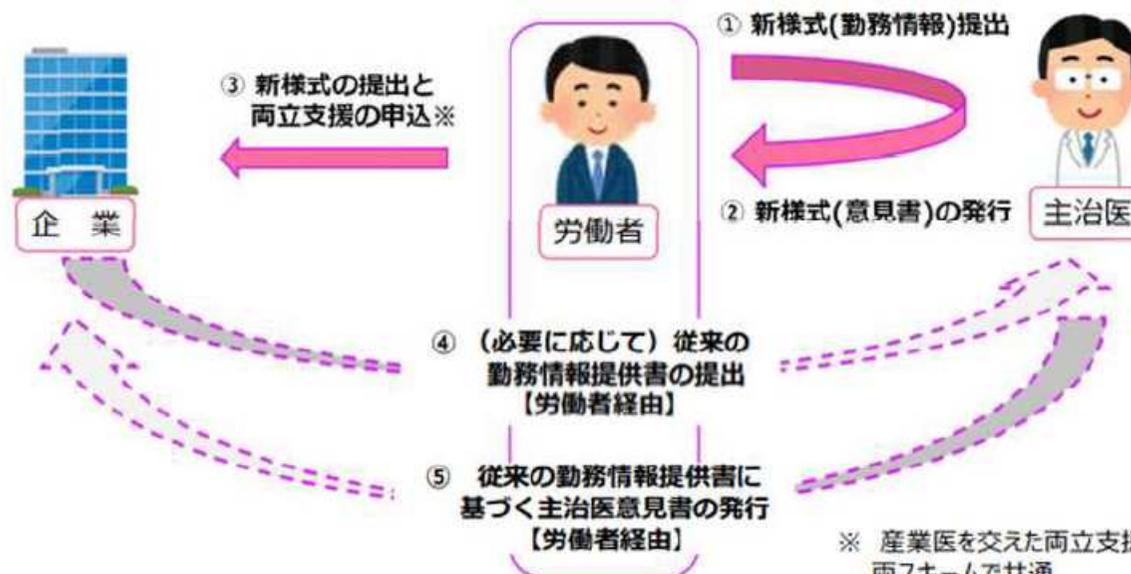
千葉労働局資料

別紙 治療と仕事の両立支援開始までの流れ

1 現在のスキーム



2 追加するスキーム



治療と仕事の両立支援の進め方

個別の治療と仕事の両立支援の進め方

(ガイドライン 6～8頁)

労働者が事業者へ申出

- 労働者から、主治医に対して、**勤務情報提供書を提供**
- それを参考に主治医が、症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項について情報を提供
(主治医意見書等)
- 労働者が、当該書面を事業者へ提出

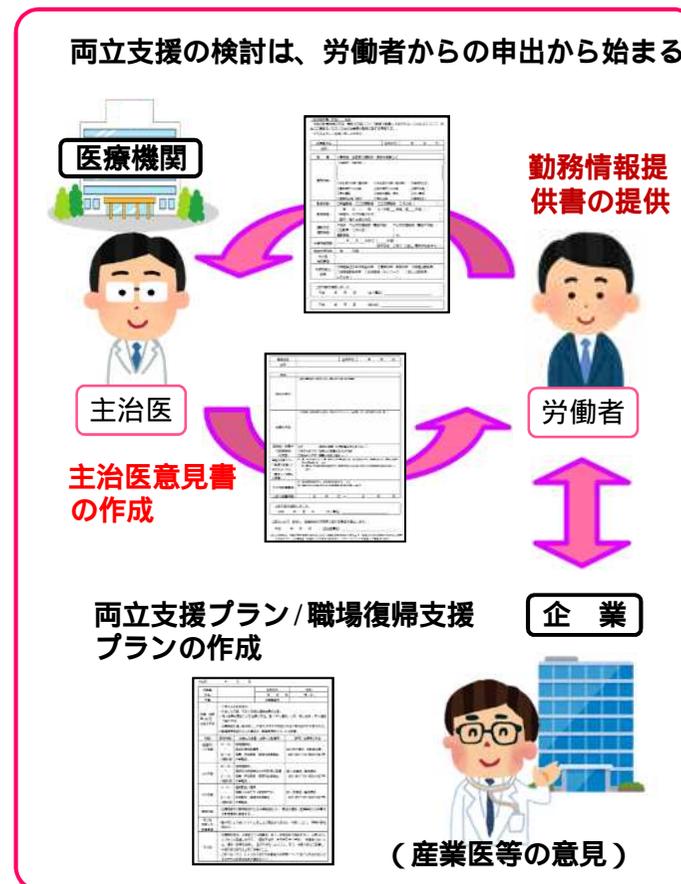
事業者が産業医等の意見を聴取

- 事業者は、労働者から提出された主治医からの情報を、産業医等に提供し、就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取 (産業医意見書等)

事業者が就業上の措置等を決定・実施

- 事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、**労働者の意見も聴取した上で**、就業の可否、就業上の措置 (作業の転換等)、治療に対する配慮 (通院時間の確保等) の内容を決定・実施

具体的な支援内容をまとめた「**両立支援プラン**」の作成が望ましい。



治療と仕事の両立支援カード

労働者（患者）が主治医に自ら勤務情報を提供し、
かつ、この情報に基づき主治医が就業上の意見等を提示するための様式例

ガイドラインに基づく両立支援の進め方

労働者本人から事業者への申出により始まります。



STEP1

本人記載欄



氏名 _____ 生年月日 _____

住所 _____

職務内容（有期雇用の場合は雇用契約期間も併せてご記入ください） _____

勤務時間 _____ 時 _____ 分～ _____ 時 _____ 分（休憩 _____ 時間、週 _____ 日間）

1 上記職務内容に含まれる作業 （右記(1)～(3)について該当する作業に○を記してください）	(1)身体上の負荷がある作業	① 立位作業 ②-a 重量物の取扱作業 ②-b 体を大きく動かす作業 ③ 暑熱/寒冷/屋外作業 ④ 振動工具の取扱作業 ⑤-a 不特定多数の人と対面する作業 ⑤-b 病原体等の取扱作業 ⑥ 化学物質や粉塵等で呼吸用保護具を装着する作業
	(2)事故の可能性が高まる作業	① 1人作業 ② 高所作業 ③ 危険な機械操作・自動車運転
	(3)心身の負担が高いと感じられる作業	① 残業・休日労働など(長時間労働) ② 出張 ③ 夜勤 ④ その他 _____
(1)～(3)の作業について、特に医師意見を求める作業内容およびその理由 _____		

2 利用可能な社内制度

時間単位の年次有給休暇 半日単位の年次有給休暇
 傷病休暇・病気休暇 勤務日数短縮(週 _____ 日勤務) 短時間勤務
 時差出勤 フレックスタイム 試し出勤 在宅勤務
 その他(_____)

勤務形態

常勤勤務 交替勤務(深夜勤務なし) 交替勤務(深夜勤務あり)
 その他 ※例：自発的な離席が困難な勤務形態等
(_____)

通勤方法(該当すべてに✓し通勤時間をご記入ください)

徒歩 公共交通機関(着座可能) 公共交通機関(着座不可能) 自動車
 通勤なし(在宅勤務) その他(_____)
通勤時間 片道 _____ 分

年次有給休暇日数 残 _____ 日間

STEP2

医師記載欄



診断名 _____

現在の症状 _____

今後の治療内容 _____

通院頻度 _____

就労に関する意見 可 下記A～ウの条件付き可(_____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日) 現時点で不可

A 病勢の悪化や労働災害など事故に巻き込まれることを防ぐために配慮が必要な事項(本人記載欄1の作業に対応する配慮事項)

(1)①作業	<input type="checkbox"/> 作業可	<input type="checkbox"/> 立位の時間の制限 <input type="checkbox"/> 椅子等の準備	<input type="checkbox"/> 作業は当面不可
(1)②作業	<input type="checkbox"/> 作業可	<input type="checkbox"/> 作業時間や回数の制限 <input type="checkbox"/> 負荷の削減	<input type="checkbox"/> 作業は当面不可
(1)③作業	<input type="checkbox"/> 作業可	<input type="checkbox"/> 作業時間や回数の制限 <input type="checkbox"/> 空調機器の利用	<input type="checkbox"/> 作業は当面不可
(1)④作業	<input type="checkbox"/> 作業可	<input type="checkbox"/> 振動の少ない工具の利用 <input type="checkbox"/> 作業時間の制限	<input type="checkbox"/> 作業は当面不可
(1)⑤作業	<input type="checkbox"/> 作業可	<input type="checkbox"/> 作業時間の制限 <input type="checkbox"/> 保護具の着用	<input type="checkbox"/> 作業は当面不可
(1)⑥作業	<input type="checkbox"/> 作業可	<input type="checkbox"/> 作業時間の制限 <input type="checkbox"/> 作業強度の制限	<input type="checkbox"/> 作業は当面不可
(2)作業	<input type="checkbox"/> 作業可	<input type="checkbox"/> 当人や他者への危害を防止する安全装置等 <input type="checkbox"/> 当人の安全を確認できる配置等	<input type="checkbox"/> 作業は当面不可
(3)作業	<input type="checkbox"/> 作業可	(_____)	<input type="checkbox"/> 作業は当面不可

イ 本人記載欄1の作業について、上記A以外の必要な配慮事項・Aの配慮の補足事項

負担の少ない保護具着用 室外線をできるだけ避ける
 食事内容により病勢が悪化するため食食を避ける
 排尿・排便回数が多くなるためトイレが利用しやすい環境整備
 残業・休日労働(長時間労働)の制限 出張の制限 夜勤の制限
 その他
(_____)

ウ 本人記載欄2の利用可能な社内制度を踏まえた、上記A以外の、患者が働き続けるために医学的理由から配慮が望ましい事項

治療スケジュールに合わせた休暇等 作業中の適宜休憩
 短時間勤務 時差出勤 フレックスタイム 試し出勤
 在宅勤務 その他 ※例：長時間情報機器作業を制限する等
(_____)

※次ページ<配慮の例>も参照の上で、ご記入ください

医師署名欄

上記の通り診断し、就労の可否や配慮に関する意見を提出します。
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名 (主治医署名)

本人署名欄

上記内容を確認し、職場での配慮に関する措置を申請します。
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (本人署名)

治療と仕事の両立支援カード

1 従前からあるスキーム



2 新たに追加されたスキーム



必要に応じて、従来の、勤務情報提供書の提出及び勤務情報提供書に基づく主治医意見書の発行



治療と仕事の両立支援ガイド

～ 持続可能な経営の実現に向けて ～

(経営者・人事労務担当者版)



治療と仕事の両立支援 実践ヒント集

企業担当者アクションチェックリスト

コンビニエンスストア店内音声広告 ①放送時間や店舗

Family Mart

期間:計4週間

2024年10月22日(火)~
2024年11月18日(月)

時間:00:00~23:59

※想定としては1時間に4~6本程度

店舗:全国約6,000~7,000店舗

※3連モニター設置店舗は放送なし



※3連モニター

LAWSON

期間:計1週間

2024年11月12日(火)~
2024年11月18日(月)

時間:15:00~24:00

※想定としては1時間に1本程度

店舗:全国約15,000店舗

※駅売店や施設中(オフィスビル、百貨店、工場、病院内)は放送しない店舗があります



※駅売店



“治療と仕事の両立支援”とは

病気を抱えながらも、働く意欲のあるひとが、治療のみを優先して仕事を断念することなく、仕事を理由に治療の機会を逃すことなく、治療と仕事を両立しながら生き生きとワークライフバランスを実現できるようサポートする取り組みです。

労働人口の高齢化、医療の進歩に伴い、病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者へのサポートが求められるようになりました。がん、脳卒中、心疾患、糖尿病をはじめとする反復・継続して治療が必要となったひとが、治療と仕事を両立できるよう支援することは社会全体にとって重要なことです。そして、治療と仕事を両立できる社会の実現は、働く人々のみならず、その同僚や家族を含めたすべての人々にとっても大切なことです。

“治療と仕事の両立支援”の取り組みは、「働き方改革」の重要な柱で、大企業・中小企業部門とも健康経営優良法人の認定基準にも含まれており、その実践は、超高齢化と生産年齢人口の減少が進む我が国において、企業イメージの向上や人材の確保・定着等につながります。

治療と
仕事の
両立支援会社の“治療と仕事の両立支援”チェック・ベスト11^{イレブン}

- 1 社員の健康確保が会社にとって重要だということを経営方針等で宣言している
- 2 病気を治療しながら柔軟に働ける制度(テレワーク、時差出勤、フレックスタイム、短時間勤務、時間単位の有給休暇の少なくともいずれか)がある
- 3 治療と仕事の両立のための病気休暇制度、休職制度があることを社員に伝えている
- 4 病気を抱える社員に対し、就業中の時間の使い方や場所に配慮(休憩室・休養室や保健室の活用、頻回なトイレ等)している
- 5 治療と仕事の両立に関する相談窓口があり、かつ社員に周知している

4 成果・取組状況の検証

(1) 成果検証

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		アンケート手法 の検討・実施		アンケート手法 の検討・実施

取組状況の検証

- ・ 「2 現状」の調査について、5か年計画内に実施する同調査により状況を検証する。
検証するデータが揃わないとき等については、アンケートの実施を検討する。

(2) 取組検証

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(4~7月) 前年度取組の集約と 検証のとりまとめ			

取組状況の検証

- ・ 協議会において、各取組状況を総括し、以降の取組みを検討する。

千葉労働局資料

治療と仕事の両立支援に係るアンケートの実施について（案）

千葉労働局健康安全課

働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月）に基づく治療と仕事の両立支援の取組を推進するため、千葉県においても、医療機関、経営者団体、労働組合等が連携する千葉県地域両立支援推進チームを設置しています。

同チームでは、両立支援に係る活動 5 か年計画を定め、今年度は、以下のアンケートを実施することとしています。

つきましては、以下の回答欄記載事項について、下記メールアドレスあてご回答いただきたいと思います（このアンケートにより調査等を行うことはありません）。

なお、本文書の電子データ及び参考資料については、以下 URL (QR コード) に掲載していますので、参照してください。

回答先メールアドレス kenkouanzenka-chibakyoku@mhlw.go.jp

千葉労働局資料

両立支援に係るアンケートの実施方法について（案）

令和 6年10月 29日
千葉労働局健康安全課

1 アンケート用紙

アンケートの回収率を考慮し、別添のとおり A4判両面1枚（片面2枚）までとする。

2 配布方法

県内9か所の労働基準協会に依頼し、協会報（年4回発行）にアンケート用紙を同封または掲載してもらう。

併せて千葉労働局ホームページにアンケート用紙を掲載する。

3 実施時期

11月までに段取りし、1月（新春号）に掲載してもらい、2月14日までに回答をもらう。

3 5 年活動計画（1）

（2）セミナーの開催、好事例収集

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	セミナーの開催 (R5年度)	セミナーの開催 (R6年度)	セミナーの開催 (R7年度)	
好事例の収集 (HP掲載)				取組事例集の 作成・配布

事業者や事業場内産業保健スタッフ向けのセミナーを開催する。

事業者や産業保健スタッフを対象としたセミナーを開催する。

好事例の収集を行う。

チームメンバーから好事例の事業場や医療機関の情報を収集し、千葉労働局HPに掲載する。そして、ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」へ掲載依頼を行う。

多数の事例が集まれば、事例集の作成も検討する。

（3）作業部会の設置

セミナーの開催、リーフレットの改訂等に向けた作業部会を設置する。

（委員については、事務局から関係機関に依頼いたします。）

治療と仕事の 両立支援セミナー

千葉県地域両立支援推進チーム 主催

費用
無料

千葉県教育会館
203会議室
千葉市中央区中央4-13-10
午後2時～4時
【定員】100人

12.11

(水)



治療と仕事の両立支援とは

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。
当日、千葉産業保健総合支援センターより制度等について解説します。

セミナー概要

治療と仕事の両立支援の事例発表

治療と仕事の両立支援のほか、メンタルヘルス等
長年、医学博士、千葉大学名誉教授等として、労働衛生
分野の第一人者として、また 『働くことは生きること』
をテーマに産業医としても働く方々を支えてきた能川浩二先生
に両立支援の実例を中心に講演いただきます。



講演者：能川浩二先生
講演者経歴：H18. 3 千葉大学名誉教授
H18. 4 千葉産業推進センター 所長
R 5. 5 千葉産業保健総合支援センター 所長を退任

厚生労働省・千葉労働局 健康安全課
問合せ先 TEL:043-221-4312



予約サイトはこちら
【締切】
12/6(金)まで

セミナー開催への広報活動

ご協力をお願い

- 1 周知用リーフレットの配布
- 2 広報誌等への掲載
- 3 当局ホームページへのリンクの設置

千葉労働局資料

千労発基0826第8号
令和6年8月26日

千葉県地域両立支援推進チーム
構成メンバー 殿

千葉労働局長

治療と仕事の両立支援に係るセミナーの開催について

平素より千葉県地域両立支援推進チームの運営におきましては、ご理解とご協力賜り感謝申し上げます。

さて、同チームの活動5か年計画に基づき、下記のとおりセミナーを開催することといたしましたので、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

千葉労働局資料

(別紙)

ホームページ等への掲載例

治療と仕事の両立支援セミナーについて

高齢化の進む中、病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が適切な治療を受けながら、生き生きと働き続けられる社会を目指すことの重要性は増えています。

今回、治療と仕事の両立に係る事例について、能川浩二先生（医学博士、千葉大学名誉教授）が講演します。

12月11日（水） 午後2時から
千葉県教育会館 203会議室



QRコード及び千葉労働局HPから申込できます。
問合せ先：千葉労働局健康安全課（043-221-4312）

ホームページ

▶ サイトに関するお問い合わせ



🏠 トップページ

キーワードを入力

労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等受付サイト

文字サイズの変更

[🏠トップ](#) > [千葉労働局開催の説明会](#) > 治療と仕事の両立支援セミナー

治療と仕事の両立支援セミナー

治療と仕事の両立支援セミナーを開催します。

説明会番号	112-000-0002
主催労働局・監督署	千葉労働局
説明会名	治療と仕事の両立支援セミナー
概要	治療と仕事の両立支援を受け、 誰しものが生き生きと働くことのできる職場づくりの一つとして、 疾病を抱えた労働者が働き続ける職場を整備することが必要とされています。 本セミナーは「働くことは生きること」をテーマに労働衛生分野の第一人者として 働く方々を支えてきた医学博士能川浩二先生に両立支援の実例をご講演いただきます。
開催日時	令和6年12月11日(水) 14:00～16:00

今後の活動について

- 1 セミナーの実施（12月）
- 2 成果・取組状況の検証（アンケート）
- 3 次年度以降の好事例の収集及び
セミナーの開催

令和
6年度

厚生労働省委託事業 治療と職業生活の両立支援広報事業

治療と仕事の両立支援 シンポジウム・セミナー

参加
無料

テーマ

すべての働く方、会社が、
「自分事・自分たち事」として取り組む両立支援

令和6年11月19日 火 13:30・16:00

定員 250名

(定員になり次第締切)

場所 東京商工会議所 5階 カンファレンスルーム
オンライン配信あり / 終了後はアーカイブ配信予定

申込方法 参加を希望される方は、申込フォームでお申し込みください
申込フォーム URL : <https://forms.office.com/r/bc570UrbPv>



シンポジウム

「治療と仕事の両立支援とは? 動き始めるのは会社自身、そして、労働者自身。」

シンポジウムでは、様式(「勤務情報提供書」や「主治医意見書」等)を介した治療と仕事の両立支援の進め方や実践方法について、労働者(患者)、企業、医療機関、両立支援コーディネーターの各視点からお伝えします。

治療と仕事の両立支援に関わられている方だけでなく、まだ取り組まれていない企業や団体、自分の会社では取り組みが困難と悩まれている方も是非ご参加ください。

詳細はこちら



中小企業等の健康づくりの支援を行う事業主団体等の皆さま

令和6年度版

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

傘下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用・事務の一部を委託する費用の総額の**90%**（**上限500万円**（一定の要件を満たした団体※は**1,000万円**）を助成します。 ※構成事業主が50以上であること等

※1団体につき年度ごとに1回限りです。

対象となる団体等

次のうちいずれかであること

事業主団体等

事業主団体又は共同事業主であって、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等

日本キャリア開発協会（JCDA）

治療と仕事の両立支援推進プロジェクト
キャリアコンサルタントによる取り組み

～近況および今後～



第53回全国研究大会第5分科会 両立支援における

第53回全国研究大会が九段下の日本教育会館で開催されました。テーマは「産業カウンセラーが変わる、誰もが活躍できる社会をつくるために」。

東関東支部は第5分科会「産業カウンセラーの「両立支援」を企画・担当。司会の秋山支部長から、「最近ではがん以外の難病にかかられている方、介護や育児中の方等を含めて、両立支援は働く人すべてに関わる問題として取りあげられるようになりました。産業カウンセラーとして広い視野で両立支援を学ぶ必要があります」と趣旨のご説明がありました。

東関東支部の両立支援活動

分科会コーディネーターの高遠康治さん（東関東支部両立支援委員長）から、東関東支部の両立支援の活動の紹介がありました。

活動の主なものは、

- ・会員向けの啓発活動
 - ・企業とのカウンセリングの相談契約
 - ・企業に対してのコンサルテーションあるいは研修
 - ・地域の病院と連携しながら相談室の紹介
- などで、同時に、がんの当事者向け、支援者向けの「両立支援Circle」を開催しています。

どのような両立支援があるのか

家庭で介護をする方の4割が仕事を持つビジネスケアラーで、介護離職せざるを得ないケースもあります。育児の男性参加もあり、職場の理解が得られないため、負担が女性に偏ったり、不登校のお子様を抱えたりで、就労を離れる現状があります。不登校については勤務先に相談窓口がありません。そういったところに産業カウンセラーの役割があり、話を聴くことが大きなサポートとなると思います。会社

事業者・医療機関の皆様へ

**労働者ががん等の病気になってしまった時、
治療も仕事も、無理なく続けてもらいたい…。**

その方法を具体的に示した厚生労働省「ガイドライン」があります！

事業所における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

企業・医療機関連携マニュアル（ガイドラインの参考資料）

目次

1. 治療と仕事の両立支援を巡る状況
2. 治療と仕事の両立支援の位置づけと意義
3. 治療と仕事の両立支援を行うに当たっての留意事項
4. 両立支援を行うための環境整備
5. 両立支援の進め方
6. 特殊な場合の対応（参考資料）
 - 様式例集
 - 支援制度・機関
 - 留意事項

<ガイドライン>
疾病を抱える労働者が治療と仕事を両立できるように、事業場で必要となる支援の取り組み方法をまとめています。

<連携マニュアル>
企業と医療機関が情報のやり取りを行う際の参考のために、ガイドライン掲載の様式例に沿って各様式例の作成のポイントを示しています。

治療と仕事の両立支援に取り組みましょう

- 最近では、治療技術の進歩により、がん・脳卒中・心疾患・糖尿病・肝炎・その他難病等、継続的に治療が必要な病気になっても、治療しながら働き続ける人が増えてきました。
- ガイドラインでは両立支援のいろはから、職場環境の整備、支援の進め方、企業と医療機関の的確な情報交換の仕方まで、具体的にご紹介しています。
- 両立支援は、企業・労働者（患者）・医療機関の三者それぞれにメリットをもたらします。
- ☑ ガイドラインと連携マニュアルをご希望の方は千葉産業保健総合支援センターにご用命ください。ダウンロード版もあります。産保センターでは、企業・労働者（患者）からの両立支援に関する相談、支援要請にも無料で対応しています。まずはご相談ください。

独立行政法人労働者健康安全機構 千葉産業保健総合支援センター
〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル8F
<https://www.chibas.iohas.go.jp/>
TEL：043-202-3639/FAX：043-202-3638



千葉産業保健総合支援センター協会資料 2

事業者、人事労務担当者の皆さま

病気になっても仕事を続けられるために

「治療と仕事の両立支援」 に取組みませんか？

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が
 仕事を理由として治療機会を逃すことなく
 また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく
 適切な治療を受けながら、生き生きと就労を続けられることを
 目指す取組みのこと。



「治療と仕事の両立支援」について取り組むことは、「働き方改革」の重要な柱で、「健康経営優良法人」の基準に含まれています。

千葉産業保健総合支援センターの支援内容



相談対応

電話等による両立支援に関する質問や相談に対応します。
 ※仕事の紹介や斡旋は行っていません。